

2004年7月 No.441

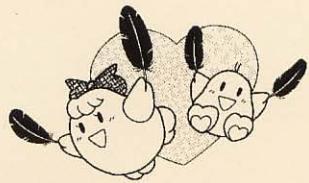
京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310発行人 大槻 明司
<http://www.kyoshakyo.or.jp>

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…近畿母子生活支援施設研究大会[報告]
- 4面…災害における要配慮者への配慮に関する実態調査
- 6面…きばってます～市町村社協の活動紹介
- 7面…京都府社協決算書(総括表)
- 8面…ぷらっとホーム 本田次男さん
「きょうと夜まわりの会」代表



宇治田原町

もえくさ

▼失業等によって生活維持が困難になった世帯に再就職までの生活資金を貸付する「離職者支援資金」という制度がある。長期化した経済不況の中で、リストラや倒産などで職を失つた人たちに、生活の建て直しを図る期間のいわばつなぎ的資金として、この制度は有効に働いており、失業率の高い京都では全国トップクラスの貸付け実績となっている。▼ところが、ある県においてこの「離職者支援資金」制度を悪用し、不正に貸付金を騙し取ったとして、詐欺などの疑いで暴力団幹部一名が逮捕される事件が発生した。不正に入手した会社印を使い、失業者を装つて退職者証明書を偽造するという手口で二四〇万円を詐取したというのである。▼この事件、対岸の火事として見過ごせない事象が、この近畿でも起こりつつある。暴力団等が組織的に関与しているかどうかは不明だが、近畿圏内のいくつかの府県では、居住の実態がないものや証明書等の偽造など、悪質・不正な申請が目だつて増えてきており、府県社協ではその対応に追われている状況にある。▼「借り易い制度」として、緊急性、利便性を優先するあまり、利用者と民生委員や市区町村社協の関わりを薄れさせてしまったことに一つの原因がある。この離職者支援資金制度の大本は「生活福祉資金」制度である。資金の貸付とあわせ、民生委員や社協の個別の生活支援があつてこそ生かされる制度である。「福祉」の名のもとに、新たな「貸付制度」として生活福祉資金制度に組み込むのはいいが、そのことによって制度本来の趣旨や性格がゆがめられてしまふなら、社会福祉協議会で行う事業の意義は薄れてしまう。社協の脆弱な財源と体制の中で、社協への過分な期待と要請は、悪質なケースが入り込む隙間を与えるかもしれない。部分的な手直しではなく、原点に立ち返つて根本的な見直しをする時期にあるのではないだろうか。

平成十六年度近畿母子生活支援施設機能の充実と実践を考える～母子生活支援施設研究大会～

去る六月二日（木）と四日（金）の二日間、平成十六年度近畿母子生活支援施設研究大会が開催され、近畿各府県の母子生活支援施設職員やその関係者、婦人相談所等の行政機関職員など百三十名を越える参加者が集まりました。

●母子生活支援施設とは

母子生活支援施設とは、離婚やダメステイックバイオレンス（夫や恋人等からの暴力）、以下「DV」という）、経済的な理由等を抱える母子の一時的な保護の場、また

安定した生活の場として、住居の提供と自立支援をする施設です。近年社会全体で深

刻な問題として捉えられている児童虐待やDVケースなど、様々なケースに対応しています。

●本大会の開催目的

に内応したサービスの提供を果たしていくことが求められています。

そのような中、開催された今年度の大会

は、「母子生活支援施設機能の充実と実践を考える」をテーマに、めまぐるしく変化する母子生活支援施設をめぐる情勢に対応

しつる施設作り、母子生活支援施設の持つ施設機能や実践を活かした、児童虐待やDV、地域の子育て支援等の社会ニーズに応えうる施設運営と職員の資質向上を目的に開催されました。

●本大会プログラムの概要

プログラムは、京都府の児童福祉施策を中心とした行政説明から始まり、京都府保

祉事務所を設置する自治体は、母子家庭及び寡婦等自立促進計画の策定を求められています。並行して、同年八月には「児童扶養手当制度」、十一月に「母子及び寡婦福祉法」の改正が行われました。また、全国母子生活支援施設協議会に対し厚生労働省から「開差是正見直し」が提示され、定員充足率の充実を目指し、施設が社会ニーズ

を抱える母子の一時的な保護の場、また

安定した生活の場として、住居の提供と自立支援をする施設です。近年社会全体で深

めまぐるしく変化してお、平成十四年三月に厚生労働省より発表された「母子家庭等自立支援対策大綱」によって母子に対する自立支援を子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援の四つの柱による方策で統合的・計画的に展開するとされました。

これらの改正をふまえ都道府県・市等福祉事務所を設置する自治体は、母子家庭及び寡婦等自立促進計画の策定を求められています。並行して、同年八月には「児童扶養手当制度」、十一月に「母子及び寡婦福祉法」の改正が行われました。また、全国母子生活支援施設協議会に対し厚生労働省から「開差是正見直し」が提示され、定員充足率の充実を目指し、施設が社会ニーズ

を抱える母子の一時的な保護の場、また

安定した生活の場として、住居の提供と自立支援をする施設です。近年社会全体で深

めまぐるしく変化してお、平成十四年三月に厚生労働省より発表された「母子家庭等自立支援対策大綱」によって母子に対する自立支援を子育て・生活支援、就労支援、

養育費の確保、経済的支援の四つの柱による方策で統合的・計画的に展開するとされ

ました。

この改正をふまえ都道府県・市等福

祉事務所を設置する自治体は、母子家庭及

び寡婦等自立促進計画の策定を求められて

います。並行して、同年八月には「児童扶

養手当制度」、十一月に「母子及び寡婦福

祉法」の改正が行われました。また、全国

母子生活支援施設協議会に対し厚生労働省

から「開差是正見直し」が提示され、定員

充足率の充実を目指し、施設が社会ニーズ

を抱える母子の一時的な保護の場、また

安定した生活の場として、住居の提供と自立支援をする施設です。近年社会全体で深

めまぐるしく変化してお、平成十四年三月に厚生労働省より発表された「母子家庭等自立支援対策大綱」によって母子に対する自立支援を子育て・生活支援、就労支援、

養育費の確保、経済的支援の四つの柱による方策で統合的・計画的に展開するとされ

ました。

この改正をふまえ都道府県・市等福

祉事務所を設置する自治体は、母子家庭及

び寡婦等自立促進計画の策定を求められて

います。並行して、同年八月には「児童扶

養手当制度」、十一月に「母子及び寡婦福

祉法」の改正が行われました。また、全国

母子生活支援施設協議会に対し厚生労働省

から「開差是正見直し」が提示され、定員

充足率の充実を目指し、施設が社会ニーズ



ます。パネルディスカッションは各助言者からの研究部会報告を中心に進められました。その中から見えてくる母子生活支援施設をめぐる施策・政策の動きや施設現場が抱える課題と目指すものを以下にまとめました。

●パネルディスカッションで見えてきた課題

いずれの分科会でも共通して話されていましたが、まずは関係機関との連携が重要で

第一研究部会助言者 全国母子生活支援施設協議会
副会長 大塩孝江氏からの報告では、まず、施設の定員と現員の開差を是正するための見直しとして、暫定的な定員の設定に係る計算方法が八三%から九十%に上がったことについて提言がありました。

そして、施設がいかに定員を満たしていくかという努力が今まで以上に問われているということ、地域として社会から必要とされる母子生活支援施設の役割が問われていると話されました。

また、加害者から身を隠し住所地が確定しないDV被害者の広域入所を巡る共通の問題として、国民健康保険加入の問題、住民票の異動の問題、生活保護受給の問題等が挙げられました。いずれも行政側からの理解がないと進んでいかないことであり、施設の側から声をあげ現場の大変さとともに利用者を何とか支援したいという思いを伝えていくことが、大きな渦となり行政を動かすことになると話されました。

その他 困難ケースから施設が関係機関とネットワークを結ぶことを学んできた例を挙げ、大変な状況だが一つの機関のみで受けようとせず色々な関係機関とネットワークを組みながらやっていこうとまとめられました。

〈第1研究部会〉 開差是正見直しと広域入所への対応

あるということでした。様々な問題や困難な課題を抱え入所される利用者に対し支援を展開するためには、福祉、医療、保健、行政、などの関係機関をはじめ、就職先など社会資源、子どもの通う学校、そして地域の自治会やボランティア団体など支援の展開や段階にあわせて様々な機関との連携が必要となります。もちろん、必然的につながる場合もあります。施設側から働きかけの場合はありますが、幅広いネットワークを必要とすることが改めて確認されました。

そして、先にあげた課題や求められることが改めて確認されました。
第二研究部会助言者 龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授 山辺朗子氏からの報告では、まず、DVなどの要因からPTSD（心的外傷後ストレス）を抱えておられるお母さん、子どもに対する支援として心理専門職の活用について情報交換がされたことが挙げられました。心理専門職の活用へのニーズは高いがまだまだ普及しておらず、さらに行政に要望していくことが必要だと話されました。

施設内の支援が複雑化している現状から、職員のバーンアウト（燃え尽き症候群）の問題については、支援の目的とケースの最終ゴールを定めることで、自分たちの役割と目的を意識することができ、バーンアウトの防止につながるのではないかとの話がありました。

また、施設内でハイリスクな状況と隣り合わせである現状について、職員間の情報の共有化についてリスクを察知すること、またアカウンタビリティー（説明責任）などのシステムを築いていくことによって施設の責任範囲を明確にすることが必要であり、ルール化が求められることが改めて認識されました。

〈第2研究部会〉 児童虐待・DV被害者の支援～地域子育て支援

また、支援の向上のための声をあげ、施設の運営については、児童虐待・DV被害者・障害母子など困難ケースや施設内でのリスクに対応するために、処遇の計画作りや職員間の情報の共有化、役割分担の明確化、アカウンタビリティー（説明責任）等のルール化など、さらに充実・強化すべき課題が提起されました。
そして、先にあげた課題や求められることが改めて確認されました。
第三研究部会助言者 華頂短期大学社会福祉学科教授 流石智子氏より自立困難ケースとして外国人利用者のケースと、母親が聴覚障害をもつたケースが報告されました。そこで、母親と職員との間に生じる「ミニユニークーション」の壁や文化の壁がバックにあることが挙げられ、外国人や障害者はよりきめ細かい支援が必要になると話がありました。

また、そのような母親への支援を配慮しながら、子どもに対して重きを置いた支援が大切だと確認されました。そのひとつとして子どもと母親との関係づくりや障害理解などのために様々な機関と連携する必要性が挙げられました。母親の自立に対する意思表示がどれだけ出来ているかということについては、短期・中期・長期の処遇計画が重要であり、自立をどこに定めるか、どこまで関わり支援していくのかを、母親との関係を築きながら段階を経て確認していくことが大切と話されました。

(文責・事務局)

〈第3研究部会〉 自立支援（自立困難ケースへの対応）

「災害時における要配慮者（高齢者・障害者等）への

「配慮に関する実態調査」を実施

（や）らなる取り組み強化の必要性が明らかに

阪神・淡路大震災以降、鳥取県西部地震、宮城県北部地震、北海道十勝沖地震など、近年、日本列島では大きな災害が多発しています。また、地震の予測に関する様々な技術が進歩する中で、東海地震、東南海地震など今後三十年間のうちに高い確率で発生すると予測される地震も指摘されてています。このようなか、京都府社会福祉協議会では、平成十六年一月から二月を調査期間として、京都府内四十三市町村行政を対象に、「災害時における要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮に関する実態調査（以下、「実態調査」という）」を実施し、このたび調査結果を報告書として取りまとめました。本誌では、その調査結果の一部をご紹介します。

1 実態調査の構成

今回実施した実態調査は、大きく次の三つの視点、十九の設問で構成されています。

① 地域防災計画（※）の内容について

② 平常時の取り組み内容について

③ 実際に災害が発生した場合の対応について

※市町村地域防災計画とは、災害対策基本法第四十二条の規定に基づいて、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）が定めるものであって、防災に関して市町村の処理すべき事務や防災関係機関の処理すべき業務等について定めるものです。

が必要であり、また、配慮する内容についても、しっかりと規定しておくことが必要となります。また、表2にあるように、「高齢者」や「聴覚障害児・者」、「視覚障害児・者」は、すべての市町村で要配慮者（高齢者・障害者等）として位置づけられていますが、「児童」については十六市町村（四三・二%）のみとなっており、位置づけが不十分な状況となっています。被災した子ども達には、PTSD（心的外傷後ストレス症候群）の防止をはじめとする精神的ケア等の配慮が必要であることを考えると、より積極的な位置づけをすることが必要です。また、腎疾患や心臓疾患などの内部障害、難病患者、妊産婦への対応についてもあわせて検討していくことが必要となります。

② 平常時の取り組み内容について

■ 避難所のバリアフリー状況

○ 地域防災計画における要配慮者の位置づけ

○ 地域防災計画上の要配慮者の位置づけを明確に

○ 特に児童の位置づけが不十分

地域防災計画上の要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮に関する項目の設定状況は表1のとおりとなっています。要配慮者（高齢者・障害者等）の方々は、避難所へ移動する際や避難生活をしていく上で、移動の制約や災害情報確保の困難性など、個別のさまざまニーズを持つておられるため、地域防災計画において、明確に位置付すること

表1 要配慮者（高齢者・障害者等）への

配慮に関する項目の有無

選択肢	市町村数(%)
独立の章や節として設定している	37(86.0%)
独立の章や節としては設定していないが、記述している部分はある	2(4.7%)
特に設定していない	4(9.3%)
合計	43(100.0%)

表2 「独立の章や節として設定している」と

回答した市町村における該当する要配慮者（複数回答）

選択肢	市町村数(%)
高齢者	37(100.0%)
聴覚障害児・者	37(100.0%)
視覚障害児・者	37(100.0%)
肢体障害児・者	36(97.3%)
知的障害児・者	36(97.3%)
乳幼児	35(94.6%)
精神障害児・者	35(94.6%)
外国人	26(70.3%)
児童	16(43.2%)
観光客	9(24.3%)
その他	妊産婦 5(13.5%)
	病弱者 4(10.8%)
	女性 1(2.7%)
	難病者 1(2.7%)

■ 防災・災害救援に関する広報・啓発
（要配慮者（高齢者・障害者等）に配慮した取り組みを）

平成十五年度に各市町村において実施された防災・災害救援に関する広報・啓発の内容は、表6のとおりとなっています。「点字版の広報啓発資料を作成した」と回答した市町村が一市町村（一・三%）であるなど、要配慮者（高齢者・障害者等）へ配慮した広報・啓発活動は十分であると言えません。

また、表7にあるとおり、「防災訓練を実施した」と回答した二十市町村のうち、積極的に要配慮者（高齢者・障害者等）の参加を促した市町村は、六市町村（三〇・〇%）にとどまっています。今後は要配慮者（高齢者・障害者等）の参加を原則として、関係団体や施設等に積極的に参加呼びかけをしていくことが重要となります。

また、表7にあるとおり、「防災訓練を実施した」と回答した二十市町村のうち、積極的に要配慮者（高齢者・障害者等）の参加を原

則として、関係団体や施設等に積極的に参加呼びかけをしていくことが重要となります。

③ 実際に災害が発生した場合の対応について

■ 避難生活での要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮内容

④ 実際に災害が発生した場合の対応について

■ 避難生活での要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮内容

⑤ 実際に災害が発生した場合の対応について

■ 安否確認・情報提供の手段

○ 地域の住民同士のつながりを中心につながりを確立していくことが重要となります。

○ 在宅の要配慮者（高齢者・障害者等）の安否確認の方法は、民生児童委員の訪問や自治会活動を通じた安否確認など、地域の住民同士のつながりを中心とした活動に頼るところが大きいことが明らかとなりました（表9参照）。また、災害情報の提供も同様で、民生児童委員や福祉委員の訪問、自治会活動などを通じた情報提供が中心となっています（表10参照）。

○ 実際に災害が発生した場合に、効果的に安否確認や情報提供を行うには、市町村行政によるシステム作りとともに、災害に強いまちづくりを目指した地域の住民同士のつながりづくりをすすめることも求められています。

の中には、身体の状況から一定のスペースやプライバシーへの配慮が必要であったり、障害のためにじつとしておられず、またパニックを起こすなど、地域住民と同じ避難所では避難生活をすることと自己が困難な方も含まれています。災害発生後、数日から一週間程度後には、別の避難所を設置することが望ましいと思われますが、それが難しい場合には、パーテーションを用いて一定の場所を確保するなどの配慮が必要だと思われます。

の中には、身体の状況から一定のスペースやプライバシーへの配慮が必要であったり、障害のためにじつとしておられず、またパニックを起こすなど、地域住民と同じ避難所では避難生活をすることと自己が困難な方も含まれています。災害発生後、数日から一週間程度後には、別の避難所を設置することが望ましいと思われますが、それが難しい場合には、パーテーションを用いて一定の場所を確保するなどの配慮が必要だと思われます。

表8 避難生活での要配慮者(高齢者・障害者等)への配慮内容

選 �chio 肢	市町村数 (%)
一般住民と別の避難所を設置(検討中を含む)	3 (7.0%)
一般住民と同一の避難所内で、 パーテーション等を用いて場所を確保	10 (23.3%)
特別な配慮は予定していない	24 (55.8%)
その他	障害者トイレ、情報伝達に関する配慮
	1 (2.3%)
	生命・身体保護上の必要性が高い場合の公用車による移送
	1 (2.3%)
	相談窓口の開設
	1 (2.3%)
	アレルギーへの配慮等、ニーズに対応した物資の確保
	1 (2.3%)
状況に応じた対応	1 (2.3%)
避難所及び仮設住宅の設置にあっては、段差の解消などに配慮	1 (2.3%)
合計	43 (100.0%)

表9 在宅の要配慮者(高齢者・障害者等)の安否確認の方法

選 抌 肢	市町村数 (%)
民生児童委員の訪問による安否確認	32 (74.4%)
自治会活動を通じた安否確認	31 (72.1%)
電話やFAX、Eメールを利用した安否確認	18 (41.9%)
保健師等の専門職の訪問による安否確認	15 (34.9%)
その他	社会福祉協議会による安否確認
	3 (7.0%)
	地域住民による安否確認
	2 (4.7%)
	職員の訪問による安否確認
	2 (4.7%)
	消防(消防団を含む)による安否確認
	2 (4.7%)
緊急通報システムによる相談・連絡	2 (4.7%)
ボランティアによる安否確認	1 (2.3%)
自主防災組織による安否確認	1 (2.3%)
在宅介護支援センターによる安否確認	1 (2.3%)
警察による安否確認	1 (2.3%)

表10 在宅の要配慮者(高齢者・障害者等)に対する災害情報の提供

選 抌 肢	市町村数 (%)
民生児童委員・福祉委員等の訪問による情報提供	33 (76.7%)
自治会等を通じた情報提供	31 (72.1%)
広報車による情報提供	31 (72.1%)
保健師等の専門職の訪問	18 (41.9%)
ホームページへの掲載	12 (27.9%)
FAXによる情報提供	11 (25.6%)
テレビの文字放送や副音声、FM多重放送を用いた情報提供	10 (23.3%)
Eメールによる情報提供	2 (5.1%)
点字版の情報紙・ニュース等を発行	1 (2.3%)
その他	防災行政無線による情報提供
	8 (18.6%)
	消防団による情報提供
	1 (2.3%)
郵便局員による情報提供	1 (2.3%)
有線放送	1 (2.3%)

表3 スロープの設置状況

選 抌 肢	市町村数 (%)
すべての避難所にスロープが設置されている	4 (9.3%)
一部の避難所にスロープが設置されている	38 (88.4%)
スロープは設置されていない	1 (2.3%)
合計	43 (100.0%)

表4 障害者トイレの設置状況

選 抌 肢	市町村数 (%)
すべての避難所に障害者トイレが設置されている	1 (2.3%)
一部の避難所に障害者トイレが設置されている	39 (90.7%)
障害者用トイレは設置されていない	3 (7.0%)
合計	43 (100.0%)

表5 点字案内板の設置状況

選 抌 肢	市町村数 (%)
すべての避難所に点字案内板が設置されている	0 (0.0%)
一部の避難所に点字案内板が設置されている	27 (62.8%)
点字案内板は設置されていない	16 (37.2%)
合計	43 (100.0%)

表6 防災・災害救援に関する広報・啓発内容

選 抌 肢	市町村数 (%)
防災訓練を実施した	20 (46.5%)
既存の行政情報紙に	
防災・災害救援に関する記事を掲載した	21 (48.8%)
各種イベントで防災グッズの展示や	
災害救援に関するパネル展示等を行った	12 (27.9%)
広報・啓発資料(避難所マップや	
リーフレット・パンフレット等)を作成した	13 (30.2%)
ホームページに情報を掲載した	8 (18.4%)
講演会・シンポジウムを実施した	7 (16.3%)
点字版の広報啓発資料(避難所マップや	
リーフレット・パンフレット等)を作成した	1 (2.3%)
その他 啓発資料を配布した	1 (2.3%)

表7 「防災訓練を実施した」と回答した市町村における

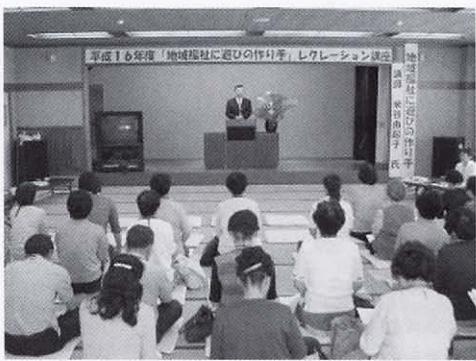
要配慮者(高齢者・障害者等)の防災訓練への参加状況

選 抌 肢	市町村数 (%)
各関係団体に呼びかけて、参加をいただいた	3 (15.0%)
各社会福祉施設に呼びかけて、参加をいただいた	3 (15.0%)
参加した地域住民の中に要配慮者が含まれていた	8 (40.0%)
参加はなかった	3 (15.0%)
無回答	3 (15.0%)
合計	20 (100.0%)

きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



伊根町社会福祉協議会
地域福祉に遊びの作り手講座(平成十六年度ボランティア講座・レクリエーション編)開催
〔実施日〕平成十六年六月四日(金)
〔会場〕伊根町老人福祉センター
(泊泉苑)

■美山町社会福祉協議会
自由研究手伝い隊と工コレンジャーによる「夏休みボランティア交流」
〔実施日〕八月七日(土)
午前九時から午後二時まで
〔会場〕美山町保健センター

〔実施主体〕伊根町社会福祉協議会・加悦町社会福祉協議会・岩滝町社会福祉協議会・野田川町社会福祉協議会
ふれいあいサロンなど高齢者の方を対象にしたレクリエーションや幅広く誰もが参加できるレクリエーションを体験をおして学びました。参加された方々は、講師の口調やテンポに引き込まれ、笑いが耐えることなく、時間を忘れるほどの楽しい講座でした。今回の講座で学んだことを、ふれいあいサロン等の場で、いかせていただければと思います。

■美山町社会福祉協議会
自由研究手伝い隊と工コレンジャーによる「夏休みボランティア交流」
〔実施日〕八月七日(土)
午前九時から午後二時まで
〔会場〕美山町保健センター

〔実施主体〕伊根町社会福祉協議会・加悦町社会福祉協議会・岩滝町社会福祉協議会・野田川町社会福祉協議会
ふれいあいサロンなど高齢者の方を対象にしたレクリエーションや幅広く誰もが参加できるレクリエーションを体験をおして学びました。参加された方々は、講師の口調やテンポに引き込まれ、笑いが耐えることなく、時間を忘れるほどの楽しい講座でした。今回の講座で学んだことを、ふれいあいサロン等の場で、いかせていただければと思います。

〔実施主体〕伊根町社会福祉協議会
〔実施日〕平成十六年六月四日(金)
〔会場〕伊根町老人福祉センター
(泊泉苑)

〔実施主体〕美山町社会福祉協議会
〔実施日〕八月七日(土)
午前九時から午後二時まで
〔会場〕美山町保健センター

〔参加対象・人数〕ふれいあいサロンに関わるボランティア、ボランティアに関心のある方六十二名
〔事業の目的〕ふれいあいサロンに参加している高齢者の方々が、いきいきと自立した生活の中に「ホツトキ」を感じる「心の余裕をもつてもうかるようなレクリエーション」を学びました。また宮津市・加悦町・岩滝町・野田川町の各地域でボランティア活動している方々が情報交換やお互いの交流ができるよう講座を開催。

〔事業の概要と特徴〕レクリエーション「地域福祉に遊びの作り手」
レクリエーション「一デイナーティー」
米谷由起子氏
講師



全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

プラン1
施設の業務中事故賠償補償
法人業務を包括的に補償
基本補償C型を新設。賠償責任を負わない際の見舞補償も充実

プラン2
滞在型施設利用者傷害事故補償
「暮らしの応援美山手をつなぐ会」のメンバーの方達。

プラン3
通所型施設利用者傷害事故補償
「お問い合わせ先」(この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットをご確認下さい。)

介護保険制度・支援費制度にも対応!

安全・健全な
施設運営の
ために

・すでに10,000をこえる社会福祉施設にご加入いただけます。
・この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

プラン4
送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン5
施設職員に対する3つの補償
⇒全職員対象の政府労災上乗せ補償
⇒職員や実習生を対象とした傷害事故補償
⇒常勤・非常勤職員を対象とした感染症罹患事故補償

プラン6
施設の什器・備品損害補償

取扱代理店 福祉保険サービス
http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

京都府社会福祉協議会 平成15年度 一般会計・特別会計収支計算書(総括表)

公益法人としての透明性の確保のため、情報公開促進の立場にたって、決算書を掲載します。
なお、紙面の都合上、掲載は一部となります。事業報告、決算書については、本会事務局において閲覧が可能です。

(単位：円)

	収入額 (前年度繰越金含む)	支出額	差引額	備考
一般会計	1,369,082,297	1,311,949,545	57,132,752	翌年度へ繰越し
特別会計	公益事業	17,888,000	17,888,000	0
	収益事業	15,603,831	15,571,380	32,451 翌年度へ繰越し
	生福貸付事業費	1,304,498,889	361,850,289	942,648,600 翌年度へ繰越し
	生福貸付事業事務費	61,200,069	61,199,630	439 翌年度へ繰越し
	離職者支援資金貸付事業費	1,771,538,932	658,163,337	1,113,375,595 翌年度へ繰越し
	離職者支援資金貸付事業事務費	7,732,404	7,724,284	8,120 翌年度へ繰越し

平成15年度 財産目録

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 流動資産		3. 流動負債	
現金	226,733	未払金	72,364,931
一般会計	120,364	一般会計	64,602,050
収益事業	32,141	公益事業	24,000
生福資金事務費	61,928	収益事業	396,313
離職者資金事務費	12,300	生福資金事務費	5,601,926
郵便振替	10,396,073	離職者資金事務費	1,740,642
一般会計	7,667,929	預り金	12,783,170
生福資金事業費	2,627,689	一般会計	12,469,280
離職者資金事業費	90,340	収益事業	1,392
収益事業	10,115	生福資金事業費	302,574
普通預金	248,528,874	生福資金事務費	9,924
一般会計	99,102,249	4. 固定負債	7,416,262,500
公益事業	24,000	交付金	
収益事業	313,554	生福資金事業費	5,416,262,500
生福資金事業費	85,323,485	離職者資金事業費	2,000,000,000
生福資金事務費	63,869	借入金	一般会計
離職者資金事業費	63,285,255	退職給与引当金	一般会計
離職者資金事務費	416,462		650,000,000
定期預金	1,957,525,000		128,550,710
一般会計	57,525,000		
生福資金事業費	850,000,000		
離職者資金事業費	1,050,000,000		
未収金	30,154,546		
一般会計	18,348,054		
生福資金事業費	5,000,000		
生福資金事務費	5,486,492		
離職者資金事業費	1,320,000		
貯蔵品	74,346		
2. 固定資産			
I. 基本財産			
定期預金	3,070,000		
II. その他の固定資産			
車両運搬具	179,500		
器具及び備品	9,609,902		
一般会計	2,974,322		
生福資金事務費	3,573,150		
離職者資金事務費	3,062,430		
権利	999,968		
一般会計	957,968		
生福資金事務費	42,000		
ソフトウェア	368,550		
貸付金	6,036,168,305		
一般会計	675,930,000		
生福資金事業費	4,473,613,900		
離職者資金事業費	886,624,405		
退職積立預け金	128,550,710		
〔積立預金〕			
普通預金	18,889,890		
一般会計	18,655,393		
離職者資金事業費	234,497		
有価証券	299,147,000		
信託預金	4,529,419		
定期預金	148,534,971		
一般会計	133,664,046		
生福資金事業費	14,870,925		
資 产 合 计	8,896,953,787	負 債 合 計	8,279,961,311
		差 引 正 味 財 产	616,992,476

ふらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いてるひとを紹介しています。

一九六〇～七〇年代。反基地、反安保、ベトナム反戦運動の学生運動で騒然とした時代に一つの流行歌がありました。「今日の仕事はつらかった あとは焼酎あおるだけ・」

フォーク歌手岡林信康さんが歌う「山谷ブルース」は多くの若者に支持され一九六〇年代後半に大ヒットしました。

「山谷ブルース」は日本経済を最底辺で支える日雇い労働者の街「山谷」に生きる労働者の悲哀をせつせつと歌っています。

当時、日本は急激な経済発展の中、



ホームレスの自立に熱意

きょうと夜まわりの会 代表 本田 次男さん

雇労働者の人権と労働を考える会」（以後「きょうと夜まわりの会」）の発足に参加。再び日雇労働者とホームレスの支援活動に身を投じることになりました。当時「浮浪者」と差別的に呼ばれていたホームレスの人々は、寝ているところをエアガンで撃たれたり、警察に指紋を採取されたり、労働や福祉行政の対象といふよりは、警察の取り締まり対象となつていることが全国的に起っていました。

その頃、京都も西陣などの織維産業の衰退でホームレスが京都駅周辺などで五十人ほどが生活していました。

「きょうと夜まわりの会」の当初の活動は、こうしてホームレス生活者から凍死者を出さないための越冬対策でした。

以後十九年に渡る支援活動で現在は、

一、京都市内でのホームレスの支援活動

二、週二回の夜まわり、月一回の昼まわりにより、声

大きな矛盾も生み出していました。大量の失業者が生み出され、職を失った多くの人々が、東京、大阪、名古屋などの主要都市に流れ込みました。彼らは、安い賃金で使い捨てに出来るのが便利ということで雇用されました。「寄せ場」はそうした臨時労働力を補給し、予め労働力を貯め込んでいる基地として、全国的に作られていたのでした。

京都大学の学生だった本田さんは、入学後すぐにに釜ヶ崎などの「寄せ場」で日雇労働者の鬪いへの支援活動に参加していました。

大学卒業後、縁あって、（財）京都市埋蔵文化財研究所の臨時職員（調査補助員）になり、臨時職員の労働組合をつくっていた本田さんは一九八五年、京都で「日

かけをしながらお茶や毛布、カイロなどを配布して福祉事務所や中央保護所などに同行四、当事者組織「希望の会」のデイサービス、炊き出し、行政交渉などへの協力

五、丹後半島での農業・作業などでの就労支援六、ホームレス問題に関する各種の啓発活動など多岐にわたっています。

長年のこうした活動を通じて本田さんが強く感じ、また、「きょうと夜まわりの会」が支援活動の基本にしているのが「当事者の自立」です。

当事者組織「希望の会」で行われている「デイサービスは、火曜日と金曜日に京都市の施設でお風呂と洗濯機をホームレスの人に開放してもらっています。このデイサービスは、ホームレスの当事者の自主運営で実施されています。

当初、京都市は、「きょうと夜まわりの会」の協力があれば利用してもよいとの回答がありました。しかし、会はこの回答を拒否。会が間に入ると施設の職員とホームレスの方との関係が会を通しての関係でしかないとなり、直接的な関係でないと、偏見がなくならないと考えたからです。ホームレス自身の自主運営でやらせてほしいと提案し、受け入れられました。

今日、社協活動も当事者組織の育成は急務とされていますが、実績重視の名前だけの当事者組織や財政支援だけの組織育成では足腰の弱い組織にしか育たないのは火を見るより明らかです。本田さんの「当事者（組織）の自立」への思い、熱意に清潔しい風を感じました。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注: 従来のメールアドレスは、コンピュータウイルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)